

令和6年第1回（2月）定例市議会説明資料

1	議案第7号 安中市手数料条例の一部改正について 1
2	議案第10号 安中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について 5
3	議案第11号 安中市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について 6
4	議案第12号 安中市職員の退職手当に関する条例の一部改正について 7
5	議案第13号 安中市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について 8
6	議案第14号 安中市義務教育施設整備基金条例の一部改正について 12
7	議案第15号 安中市立学校設置条例の一部改正について 13
8	議案第16号 安中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について 14
9	議案第17号 安中市国民健康保険条例の一部改正について 17
10	議案第18号 安中市介護保険条例の一部改正について 18
11	議案第19号 安中市小口資金融資促進条例の一部改正について 23
12	議案第20号 安中市道路占用料徴収条例の一部改正について 24
13	議案第21号 安中市建築基準法関係手数料条例の一部改正について 31
14	議案第22号 安中市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部改正について 32
15	議案第23号 安中市市営住宅等設置条例の一部改正について 37
16	議案第24号 安中市市営自転車等駐輪場条例の一部改正について 38
17	議案第25号 安中市水道事業給水条例及び安中市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について 39
18	議案第26号 安中市訪問看護ステーション条例の一部改正について 41
19	議案第29号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の一部改正について 42

安中市手数料条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)
手数料を徴収する事項	手数料の金額
(略)	(略)
<u>戸籍法(昭和22年法律第221通につき 450円</u>	<u>戸籍法(昭和22年法律第221通につき 450円</u>
4号)第10条第1項、第10条 の2第1項から第5項まで 若しくは第126条の規定 に基づく戸籍の謄本若し くは抄本の交付又は同法 第120条第1項若しくは第 126条の規定に基づく磁 気ディスクをもって調製 された戸籍に記録されて いる事項の全部若しくは 一部を証明した書面の交 付	4号)第10条第1項、第10条 の2第1項から第5項まで 若しくは第126条の規定 に基づく戸籍の謄本若し くは抄本の交付又は同法 第120条第1項、第120条の 2第1項若しくは第126条 の規定に基づく戸籍証明 書の交付
<u>戸籍法第10条第1項、第10 条の2第1項から第5項ま で又は第126条の規定に に基づく戸籍に記載した事 項に関する証明書の交付</u>	<u>戸籍法第10条第1項、第10 条の2第1項から第5項ま で又は第126条の規定に に基づく戸籍に記載した事 項に関する証明書の交付</u>
	<u>戸籍法第120条の3第2項 の規定に基づく戸籍電子証 明書提供用識別符号1件につ き 400円</u>
	証明書提供用識別符号の 発行(情報通信技術を活用 した行政の推進等に関す る法律(平成14年法律第15 1号)第7条第1項の規定に より同法第6条第1項に規 定する電子情報処理組織 を使用する方法(総務省令 で定めるものに限る。以下 この項において同じ。)に

(新設)	(新設)	より戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	
戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 750円	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	1通につき 750円
戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき 450円	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき 450円

(新設)	(新設)	<p>戸籍法第120条の3第2項除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円</p> <p>の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>
戸籍法第48条第1項(同法第1通につき 350円(婚姻、第117条において準用する離婚、養子縁組、養子離縁の場合を含む。)の規定に基づく届出の受理に基づく届出若しくは申請について、請求により法務省の受理の証明書の交付又は認知の届出の受理には同法第48条第2項(同法第1通につき 1,400円)第117条において準用する場合は、1通につき1,400円)の場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届出その他の市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付		<p>戸籍法第48条第1項(同法第1通につき 350円(婚姻、第117条において準用する離婚、養子縁組、養子離縁の場合を含む。)の規定に基づく届出の受理に基づく届出若しくは申請について、請求により法務省の受理の証明書の交付、令で定める様式による上同法第48条第2項(同法第1通につき 1,400円)第117条において準用する場合は、1通につき1,400円)の場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届出その他の市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく</p>

		届書等情報の内容の証明
		書の交付
戸籍法第48条第2項(同法書類1件につき 350円 第117条において準用す る場合を含む。)の規定に 基づく届書その他市長の 受理した書類を閲覧に供 する事務		戸籍法第48条第2項(同法書類又は届書等の情報の 第117条において準用す内容を表示したもの1件に る場合を含む。)の規定につき 350円
(略)	(略)	基づく届書その他市長の 受理した書類を閲覧に供 する事務又は同法第120 条の6第1項の規定に基づ く届書等情報の内容を表 示したものを閲覧に供す る事務
		(略)

安中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略)
(新設)	<u>(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u>
(新設)	<u>(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u>
(個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う <u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u> とする。	(個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う <u>特定個人番号利用事務</u> とする。
2 (略)	2 (略)
3 市長又は教育委員会は、 <u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u> を処理するために必要な限度で <u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u> であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から <u>当該特定個人情報</u> の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	3 市長又は教育委員会は、 <u>特定個人番号利用事務</u> を処理するために必要な限度で <u>利用特定個人情報</u> であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から <u>当該利用特定個人情報</u> の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
4 前2項の規定による特定個人情報_____の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報_____と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。	4 前2項の規定による特定個人情報 <u>又は利用特定個人情報</u> の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報 <u>又は当該利用特定個人情報</u> と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

安中市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行			改 正 案		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
区分	支給額	備考	区分	支給額	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
看護師等処遇改善手当	月 12,00 0円以内で 規則に定 める額	看護業務に従事す る病院看護師及び 准看護師	看護師等処遇改善手当	月 12,00 0円以内で 規則に定 める額	看護業務に従事す る病院看護師及び 准看護師
(新設)	(新設)	(新設)	看護補助者処遇改善手当	月 6,000 円以内で 規則に定 める額	看護補助業務に従 事する病院看護補 助者。ただし、通 所リハビリテーシ ョンに勤務する職 員を除く。

安中市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>1~14 (略)</p> <p>15 当分の間、第5条第1項に規定する者(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものを除く。)(次の表の左欄に掲げる者であって、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。)(規則で定める者を除く。)に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「6月」とあるのは「零月」と、<u>同条の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは「100分の3」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1~14 (略)</p> <p>15 当分の間、第5条第1項に規定する者(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものを除く。)(次の表の左欄に掲げる者であって、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。)(規則で定める者を除く。)に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「6月」とあるのは「零月」と</p> <p>する。</p>

安中市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(給与) 第2条 給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当 <u>_____</u> 及び退職手当をいい、同項第1号に掲げる会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては報酬 <u>及び</u> 期末手当 <u>_____</u> をいう。	(給与) 第2条 給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当 <u>、勤勉手当及び退職手当をいい、</u> 同項第1号に掲げる会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては報酬、 <u>期末手当及び勤勉手当をいい。</u>
2~3 (略) (フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第10条 期末手当は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員(これに準ずる者として規則で定める職員を含む。)であって、6月1日及び12月1日(以下この条 <u>_____</u> においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)についても、同様とする。	2~3 (略) (フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第10条 期末手当は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員(これに準ずる者として規則で定める職員を含む。)であって、6月1日及び12月1日(以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)についても、同様とする。
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(4) (略) 3~5 (略) (新設)	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の122.5</u> を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(4) (略) 3~5 (略) <u>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u> <u>第10条の2 勤勉手当は、任期の定めが6月以上のフ</u>

ルタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として規則で定める職員を含む。）であって、基準日にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（規則で定める職員を除く。）に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額を超えてはならない。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 前条第4項の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。
- 5 前各項に規定するものほか、勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、規則で定める。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第18条 第10条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の80」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(第14条及び第15条に規定する報

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第18条 第10条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(第14条及び第15条に規定する報

酬の額の合計額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

(新設)

酬の額の合計額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第18条の2 第10条の2の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「100分の102.5」とあるのは「100分の48.75」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(第14条及び第15条に規定する報酬の額の合計額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

附則第2項関係：安中市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第5条の3 (略) 2 給与条例第24条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(次条において「会計年度任用職員」という。)を除く。)のうち、基準日以前6箇月以下の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 (育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整) 第6条 育児休業をした職員(会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該育児休業の期間を100分の100以下の換算	(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第5条の3 (略) 2 給与条例第24条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____のうち、基準日以前6箇月以下の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 (育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整) 第6条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該育児休業の期間を100分の100以下の換算

率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 (略)

率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 (略)

安中市義務教育施設整備基金条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(財産の種類及び積立て)	(財産の種類及び積立て)
第2条 基金に属する財産は、次のとおりとする。	第2条 基金に属する財産は、次のとおりとする。
(1) 山林	(1) 山林
所在地	面積(平方 メートル)
安中市松井田町横川字大平国有林156林 班ろ1小班	<u>31,918</u>
安中市松井田町横川字大平国有林156林 班ろ2小班	<u>26,558</u>
安中市松井田町横川字大平国有林156林 班は小班	<u>29,125</u>
(略)	(略)
(2) (略)	
2 (略)	

安中市立学校設置条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案																				
(設置) 第1条 本市は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第38条及び第49条の規定に基づく小学校及び中学校(以下「市立学校」という。)を次のとおり設置する。	(設置) 第1条 本市は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第38条及び第49条の規定に基づく小学校及び中学校(以下「市立学校」という。)を次のとおり設置する。																				
(1) 小学校	(1) 小学校																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>安中市立後閑小学校</u></td><td>安中市下後閑1999番地1</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>安中市立細野小学校</u></td><td>安中市松井田町新井365 番地</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	<u>安中市立後閑小学校</u>	安中市下後閑1999番地1	(略)	(略)	<u>安中市立細野小学校</u>	安中市松井田町新井365 番地	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(削除)</td><td></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(削除)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	(削除)		(略)	(略)	(削除)	
名称	位置																				
(略)	(略)																				
<u>安中市立後閑小学校</u>	安中市下後閑1999番地1																				
(略)	(略)																				
<u>安中市立細野小学校</u>	安中市松井田町新井365 番地																				
名称	位置																				
(略)	(略)																				
(削除)																					
(略)	(略)																				
(削除)																					
(2) (略)	(2) (略)																				

安中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正
について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(特定教育・保育の取扱方針)	(特定教育・保育の取扱方針)
第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。	第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び <u>同条第11項</u> の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項	(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び <u>同条第10項</u> の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項
(3)及び(4) (略)	(3)及び(4) (略)
2 (略) <u>(掲示)</u>	2 (略) <u>(掲示等)</u>
第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項 <u>を掲示しなければならない</u>	第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項 <u>を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。</u>
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____。	_____。
(特別利用保育の基準)	(特別利用保育の基準)
第35条 (略)	第35条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の	3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の

規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同号又は同項第2号」と、「の同号」とあるのは「の法第19条第2号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中_____

「法第19条第1号」とあるのは「法第19条第2号」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同条第1号又は第2号」と、「の同号」とあるのは「の同条第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(電磁的記録等)

第53条 (略)

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による

規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同号又は同条第2号」と_____、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「法第19条第1号」とあるのは「法第19条第2号」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同条第1号又は第2号」と、「の同号」とあるのは「の同条第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(電磁的記録等)

第53条 (略)

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による

書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3~5 (略)

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第4項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)

をもって調製するファイルに記載事項を記録したもの

3~5 (略)

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第4項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

安中市国民健康保険条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
<p>(市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数)</p> <p>第2条 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 被保険者を代表する委員 <u>6人</u></p> <p>(2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 <u>6人</u></p> <p>(3) 公益を代表する委員 <u>6人</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>(市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数)</p> <p>第2条 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 被保険者を代表する委員 <u>4人</u></p> <p>(2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 <u>4人</u></p> <p>(3) 公益を代表する委員 <u>4人</u></p> <p>(4) (略)</p>

安中市介護保険条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
<p>(保険料率)</p> <p>第6条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>38,400円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>53,700円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>57,600円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>69,100円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>76,800円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>88,300円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。<u>附則第10項第2号イを除き、以下同じ。)</u>が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ又は</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第6条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>35,400円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>53,400円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>53,800円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>70,200円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>78,000円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>93,600円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。<u>以下同じ。)</u>が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第</p>

第10号イに該当する者
を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 99,800円

ア 合計所得金額が210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないものの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 115,200円

ア 合計所得金額が320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないものの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第10号イ
に該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 130,500円

ア 合計所得金額が400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないものの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ_____に該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 138,200円

ア 合計所得金額が700万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないものの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるも

10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 101,400円

ア 合計所得金額が210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 117,000円

ア 合計所得金額が320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 132,600円

ア 合計所得金額が420万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 140,400円

ア 合計所得金額が520万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるも

の(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)_____に該当する者を除く。)

(新設)

の(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 156,000円

ア 合計所得金額が620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 163,800円

ア 合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 171,600円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、23,100円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「23,100円」とあるのは、「38,400円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「23,100円」とあるのは、「53,800円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、

の(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 156,000円

ア 合計所得金額が620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 163,800円

ア 合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 171,600円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,300円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「22,300円」とあるのは、「37,900円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「22,300円」とあるのは、「53,500円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、

喪失等があった場合)

第8条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、口若しくはニ、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口又は第9号口

_____に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

附 則

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免)

10 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、別に定めるところにより、令和4年度分の保険料(令和4年度末に第1号被保険者の資格を取得したこと等により令和5年4月1日以降に納期限が定められているものに限り、第1号被保険者の資格の取得に係る届出を14日以内に行わなかったことにより、令和5年3月以前の納期に係る納期限が同年4月1日以降に定められているものを除く。)を減免することができる。

(1) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)により、その属する世帯の生計を主として維持する者(以下「主たる生計維持者」という。)が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林

喪失等があった場合)

第8条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、口若しくはニ、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口、第9号口、第10号口、第11号口又は第12号口に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

附 則

(削除)

収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれる第1号被保険者であって、次のいずれにも該当するもの

ア 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額)が前年の当該主たる生計維持者の事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 主たる生計維持者の合計所得金額(令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。)のうち、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

11 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、別に定める期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
- (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 減免を必要とする理由

12 附則第10項の規定による減免をした場合における第12条第1項の規定の適用については、同項中「必要があると認められるもの」とあるのは、「必要があると認められるもの(附則第10項の規定の適用を受ける者を除く。)とする。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

(削除)

(削除)

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

13 (略)

10 (略)

14 (略)

11 (略)

15 (略)

12 (略)

安中市小口資金融資促進条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 合併前の安中市小口資金融資促進条例(昭和31年安中市条例第11号)又は松井田町小口資金融資促進条例(昭和31年松井田町条例第1号)(以下「合併前の条例」という。)及びこの条例の規定により融資を受けた者(以下「借入者」という。)の当該融資に係る既往債務について、借入者は、この条例に基づく融資によりこの条例の施行の日から<u>令和6年3月31日</u>までの間、借換えをすることができる。この場合において、当該借換えにおける条件、手続等については、この条例に定めるほか、別に定めるものとする。</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 合併前の安中市小口資金融資促進条例(昭和31年安中市条例第11号)又は松井田町小口資金融資促進条例(昭和31年松井田町条例第1号)(以下「合併前の条例」という。)及びこの条例の規定により融資を受けた者(以下「借入者」という。)の当該融資に係る既往債務について、借入者は、この条例に基づく融資によりこの条例の施行の日から<u>令和7年3月31日</u>までの間、借換えをすることができる。この場合において、当該借換えにおける条件、手続等については、この条例に定めるほか、別に定めるものとする。</p>

安中市道路占用料徴収条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行			改 正 案				
別表(第3条関係)			別表(第3条関係)				
	占用物件	単位		占用物件	単位		
法第32 条第1項 第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき	420円	法第32 条第1項 第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき	480円
	第2種電柱	1年	650円		第2種電柱	1年	730円
	第3種電柱		880円		第3種電柱		990円
	第1種電話柱		380円		第1種電話柱		430円
	第2種電話柱		610円		第2種電話柱		680円
	第3種電話柱		830円		第3種電話柱		940円
	その他の柱類		38円		その他の柱類		43円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつ	4円		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつ	4円
	地下に設ける電線その他他の線類	き1年	2円		地下に設ける電線その他他の線類	き1年	3円
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	370円		路上に設ける変圧器	1個につき 1年	420円
	地下に設ける変圧器	占用面積1 平方メートルにつ き1年	230円		地下に設ける変圧器	占用面積1 平方メートルにつ き1年	260円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	760円		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	850円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		320円		郵便差出箱及び信書便差出箱		360円
	広告塔	表示面積1 平方メートルにつ き1年	960円		広告塔	表示面積1 平方メートルにつ き1年	870円
	その他のもの	占用面積1 平方メートルにつ	760円		その他のもの	占用面積1 平方メートルにつ	850円

		<u>き1年</u>		
法第32	外径が0.07メートル 未満のもの	<u>長さ1メー トルにつ き1年</u>	<u>16円</u>	
条第1項	外径が0.07メートル 以上0.1メートル未満 のもの		<u>23円</u>	
第2号に 掲げる 物件	外径が0.1メートル以 上0.15メートル未満 のもの		<u>34円</u>	
	外径が0.15メートル 以上0.2メートル未満 のもの		<u>45円</u>	
	外径が0.2メートル以 上0.3メートル未満の もの		<u>68円</u>	
	外径が0.3メートル以 上0.4メートル未満の もの		<u>91円</u>	
	外径が0.4メートル以 上0.7メートル未満の もの		<u>160円</u>	
	外径が0.7メートル以 上1メートル未満の もの		<u>230円</u>	
	外径が1メートル以 上のもの		<u>450円</u>	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
				<u>き1年</u>
法第32	外径が0.07メートル 未満のもの	<u>長さ1メー トルにつ き1年</u>	<u>18円</u>	
条第1項	外径が0.07メートル 以上0.1メートル未満 のもの		<u>26円</u>	
第2号に 掲げる 物件	外径が0.1メートル以 上0.15メートル未満 のもの		<u>38円</u>	
	外径が0.15メートル 以上0.2メートル未満 のもの		<u>51円</u>	
	外径が0.2メートル以 上0.3メートル未満の もの		<u>77円</u>	
	外径が0.3メートル以 上0.4メートル未満の もの		<u>100円</u>	
	外径が0.4メートル以 上0.7メートル未満の もの		<u>180円</u>	
	外径が0.7メートル以 上1メートル未満の もの		<u>260円</u>	
	外径が1メートル以 上のもの		<u>510円</u>	
法第32	自動 運行 補助 施設	<u>法第2条 第2項第5 号に規定 する自動 運行装置 による檢 知の対象 として設 置する導 線その他 の線類</u>	<u>地下 に設 ける もの による その 他の もの</u>	<u>長さ1メー トルにつ き1年</u>
条第1項				<u>3円</u>
第3号に 掲げる 施設				<u>9円</u>

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メー	760円	
法第32条第1項地下街及び地下室に掲げる施設	階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3以上のもの 上空に設ける通路 地下に設ける通路 その他のもの	トルにつき1年Aに0.005 トルにつき1年Aに0.008 トルにつき1年Aに0.01 480円 290円 760円	
法第32条第1項祭礼、縁日その他の施設	催しに際し、一時的に設けるもの その他のもの	占用面積1平方メー トルにつき1月	10円

道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	680円	
その他もの	上空に設けるもの 地下に設けるもの	430円 260円	
法第32条第1項第4号に掲げる施設	占用面積1平方メー	850円	
法第32条第1項地下街及び地下室に掲げる施設	階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3以上のもの 上空に設ける通路 地下に設ける通路 その他のもの	Aに0.004 Aに0.006 Aに0.007 430円 260円 850円	
法第32条第1項祭礼、縁日その他の施設	催しに際し、一時的に設けるもの その他のもの	占用面積1平方メー トルにつき1月	9円 87円

道路法	看板(ア)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	96円	道路法	看板(ア)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	87円
施行令	一チであるものを除く。)				施行令	一チであるものを除く。)			
(昭和27年政令第479号。以下「令」といふ。)第7条第1号に掲げる物件	その他のもの	表示面積1の	表示面積1平方メートルにつき1年	960円	第479号。以下「令」といふ。)第7条第1号に掲げる物件	その他のもの	表示面積1の	表示面積1平方メートルにつき1年	870円
	旗ざお	祭礼、縁日	1本につき1日	10円	旗ざお	祭礼、縁日	1本につき1日	10円	9円
		その他の催しに際し、							
		一時的に設けるもの							
		その他のもの	1本につき1月	96円					
		の							
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)アーチ	祭礼、縁日	その面積1平方メートルにつき1月	10円	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)アーチ	祭礼、縁日	その面積1平方メートルにつき1月	10円	9円
		その他の催しに際し、							
		一時的に設けるもの							
		その他のもの	1本につき1月	96円					
		の							
	その他を横断するもの	車道を横断するもの	1基につき1月	960円	その他を横断するもの	車道を横断するもの	1基につき1月	960円	870円
		その他のもの							
		の							
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年		760円	令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1年			850円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月		96円	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月			87円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる		き1月		76円	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる	き1月			85円

施設			
令第7条	トンネルの上又は高	占用面積1 平方メー	Aに0.019 を乗じて
第8号に	架の道路の路面下(当		
掲げる	該路面下の地下を除	トルにつ	得た額
施設	く。)に設けるもの	き1年	
	上空に設けるもの		Aに0.023 を乗じて 得た額
	地下(ト ンネルの 上の地下	階数が1の もの	Aに0.005 を乗じて 得た額
	を除	階数が2の く。)に 設けるも	Aに0.008 を乗じて 得た額
	の	階数が3以 上のもの	Aに0.01 を乗じて 得た額
	その他のもの		Aに0.033 を乗じて 得た額
令第7条	建築物		Aに0.019
第9号に			を乗じて
掲げる			得た額
施設	その他のもの		Aに0.013 を乗じて 得た額
令第7条	建築物		Aに0.023
第10号			を乗じて
に掲げ			得た額
る施設	その他のもの		Aに0.013 を乗じて 得た額
及び自			
動車駐			
車場			
令第7条	トンネルの上又は高		Aに0.019
第11号	架の道路の路面下に		を乗じて
に掲げ	設けるもの		得た額
る応急	上空に設けるもの		Aに0.023 を乗じて 得た額
仮設建			
築物			

施設			
令第7条	トンネルの上又は高	占用面積1 平方メー	Aに0.014 を乗じて
第8号に	架の道路の路面下(当		
掲げる	該路面下の地下を除	トルにつ	得た額
施設	く。)に設けるもの	き1年	
	上空に設けるもの		Aに0.017 を乗じて 得た額
	地下(ト ンネルの 上の地下	階数が1の もの	Aに0.004 を乗じて 得た額
	を除	階数が2の く。)に 設けるも	Aに0.006 を乗じて 得た額
	の	階数が3以 上のもの	Aに0.007 を乗じて 得た額
	その他のもの		Aに0.025 を乗じて 得た額
令第7条	建築物		Aに0.019
第9号に			を乗じて
掲げる			得た額
施設	その他のもの		Aに0.014 を乗じて 得た額
令第7条	建築物		Aに0.022
第10号			を乗じて
に掲げ			得た額
る施設	その他のもの		Aに0.014 を乗じて 得た額
及び自			
動車駐			
車場			
令第7条	トンネルの上又は高		Aに0.019
第11号	架の道路の路面下に		を乗じて
に掲げ	設けるもの		得た額
る応急	上空に設けるもの		Aに0.022 を乗じて 得た額
仮設建			
築物			

	その他のもの	Aに0.033 を乗じて 得た額	その他のもの	Aに0.031 を乗じて 得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.033 を乗じて 得た額	令第7条第12号に掲げる器具	Aに0.025 を乗じて 得た額
令第7条 第13号 トンネルの上又は自動車専用道路(高架)に掲げる施設に下に設けるもの	トンネルの上又は自動車専用道路(高架)に掲げる施設に下に設けるもの	Aに0.019 を乗じて 得た額	トンネルの上又は自動車専用道路(高架)に掲げる施設に下に設けるもの	Aに0.019 を乗じて 得た額
上空に設けるもの	上空に設けるもの	Aに0.023 を乗じて 得た額	上空に設けるもの	Aに0.022 を乗じて 得た額
その他のもの	その他のもの	Aに0.033 を乗じて 得た額	その他のもの	Aに0.031 を乗じて 得た額
備考	(1)~(6) (略)		備考	(1)~(6) (略)

附則第3項関係：安中市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行				改 正 案			
別表(第15条関係)				別表(第15条関係)			
法定外公共物使用料金表(年額料金)				法定外公共物使用料金表(年額料金)			
区分	種別	単位	使用料	区分	種別	単位	使用料
土地	農地	1平方メー	10円	土地	農地	1平方メー	10円
占用	宅地	トル	80円	占用	宅地	トル	80円
	植林採草地		10円		植林採草地		10円
	第1種電柱	1本	420円		第1種電柱	1本	480円
	第2種電柱		650円		第2種電柱		730円
	第3種電柱		880円		第3種電柱		990円
	第1種電話柱		380円		第1種電話柱		430円
	第2種電話柱		610円		第2種電話柱		680円
	第3種電話柱		830円		第3種電話柱		940円
	その他の柱類		38円		その他の柱類		43円
	共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	4円		共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	4円

地下に設ける電線その他の線類			2円	地下に設ける電線その他の線類			3円
諸管	外径が0.07メートル未満のもの		16円	諸管	外径が0.07メートル未満のもの		18円
埋設	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23円	埋設	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		26円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		34円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		38円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		45円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		51円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		68円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		77円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		91円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		100円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160円		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		180円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230円		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		260円
	外径が1メートル以上のもの		450円		外径が1メートル以上のもの		510円
鉄道軌条	1平方メートル	100円		鉄道軌条	1平方メートル	100円	
材料置場	トル	400円		材料置場	トル	400円	
太陽光発電設備及び風力発電設備		760円		太陽光発電設備及び風力発電設備		850円	
その他工作物		150円		その他工作物		150円	
原形占用(漁業を除く。)		80円		原形占用(漁業を除く。)		80円	
その他	その都度市長が定める額			その他	その都度市長が定める額		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考				備考			
(1)~(4) (略)				(1)~(4) (略)			

安中市建築基準法関係手数料条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行		改 正 案	
別表第6(第2条関係) 許可等申請手数料		別表第6(第2条関係) 許可等申請手数料	
手数料を徴収する事務	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の額
(略)		(略)	
(新設)	(新設)	令第137条の12第6項の 規定による大規模の修 繕又は大規模の模様替 の認定の申請に対する 審査	27,000円
(新設)	(新設)	令第137条の12第7項の 規定による大規模の修 繕又は大規模の模様替 の認定の申請に対する 審査	27,000円

安中市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
<u>安中市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例</u> (趣旨)	<u>安中市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例</u> (趣旨)
第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> (平成27年法律第53号。以下「法」という。)の規定により法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下「消費性能適合性判定」という。)を受ける者、法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画(以下「消費性能向上計画」という。)の認定の申請をする者等から徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。 (消費性能適合性判定に係る手数料の額)	第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> (平成27年法律第53号。以下「法」という。)の規定により法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下「消費性能適合性判定」という。)を受ける者、法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画(以下「消費性能向上計画」という。)の認定の申請をする者等から徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。 (消費性能適合性判定に係る手数料の額)
第1条の2 (略)	第1条の2 (略)
2 法第13条第2項又は第3項の規定により消費性能適合性判定を求める国等及び <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u> (平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定により軽微な変更に関する証明書の交付を求める者は、前項の規定の例により算出した額の手数料を納付しなければならない。 (消費性能向上計画認定手数料の額)	2 法第13条第2項又は第3項の規定により消費性能適合性判定を求める国等及び <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u> (平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定により軽微な変更に関する証明書の交付を求める者は、前項の規定の例により算出した額の手数料を納付しなければならない。 (消費性能向上計画認定手数料の額)
第2条 消費性能向上計画について、法第34条第1項の規定による認定又は法第36条第1項の規定による変更の認定(以下「消費性能向上計画の認定」という。)の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。 (1) 一戸建ての住宅(非住宅部分(法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)を有	第2条 消費性能向上計画について、法第34条第1項の規定による認定又は法第36条第1項の規定による変更の認定(以下「消費性能向上計画の認定」という。)の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。 (1) 一戸建ての住宅(非住宅部分(法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)を有

しないものに限る。次条第1項第1号において同じ。) 住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準

又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「誘導性能基準等」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導仕様基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(2) (略)

(3) (略)

ア (略)

イ (略)

(ア) (略)

(イ) 建築物内の非住宅部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準

又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「誘導基準標準入力法に係る基準等」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導基準モデル建物法に係る基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

ウ 非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 イ(イ)(第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の例により算出した額

(4)及び(5) (略)

2 (略)

3 (略)

第1号	省令第10条第2号 イ(1)及びロ(1)に 規定する基準	同表の第4欄
-----	------------------------------------	--------

しないものに限る。次条第1項第1号において同じ。) 住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「誘導性能基準等」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導仕様基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(2) (略)

(3) (略)

ア (略)

イ (略)

(ア) (略)

(イ) 建築物内の非住宅部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「誘導基準標準入力法に係る基準等」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導基準モデル建物法に係る基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

ウ 非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 イ(イ)(第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の例により算出した額

(4)及び(5) (略)

2 (略)

3 (略)

第1号	省令第10条第2号 イ(1)及びロ(1)に 規定する基準	同表の第4欄
-----	------------------------------------	--------

			号イ(1)及びロ(2) に規定する基準、 同号イ(2)及びロ (1)に規定する基 準又は同号ただ し書に規定する 方法による基準 (以下「誘導性能基 準等」という。) が適用される建 築物にあっては 同表の第2欄に掲 げる額、同号イ(2) 及びロ(2)に規定 する基準(以下「誘 導仕様基準」とい う。)が適用される 建築物にあって は同表の第3欄
(略)	(略)	(略)	(略)
第3号イ(イ)	省令第10条第1号 イ(1)及びロ(1)に 規定する基準	同表の第4欄	第3号イ(イ)　省令第10条第1号 イ(1)及びロ(1)に 規定する基準、同 号イ(1)及びロ(2) に規定する基準、 同号イ(2)及びロ (1)に規定する基 準又は同号ただ し書に規定する 方法による基準 (以下「誘導基準標 準入力法に係る 基準等」という。) が適用される建 築物にあっては 同表の第2欄に掲 げる額、同号イ(2) 及びロ(2)に規定 する基準(以下「誘 導基準モデル建 築物法に係る基準」

という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄	という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄
(略)	(略)

4 (略)

(消費性能に係る認定手数料の額)

第3条 (略)

(1) 一戸建ての住宅 住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準_____

_____又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「性能基準等」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準_____

_____以下「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準」という。)が適用される建築物並びに同号イ(3)及びロ(3)に規定する基準(以下「仕様基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(2)～(5) (略)

2 (略)

という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄	という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄
(略)	(略)

4 (略)

(消費性能に係る認定手数料の額)

第3条 (略)

(1) 一戸建ての住宅 住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(1)及びロ(3)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準、同号イ(3)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「性能基準等」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(3)に規定する基準又は同号イ(3)及びロ(2)に規定する基準(以下「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準」という。)が適用される建築物並びに同号イ(3)及びロ(3)に規定する基準(以下「仕様基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(2)～(5) (略)

2 (略)

第1号	省令第1条第1項 第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準_____ _____又は同号ただし書	同表の第4欄
第1号	省令第1条第1項 第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(1)及びロ(3)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準、同号イ(3)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書	同表の第4欄

に規定する方法による基準(以下「性能基準等」という。)が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準			に規定する方法による基準(以下「性能基準等」という。)が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(3)に規定する基準	
(以下「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準」という。)が適用される建築物並びに同号イ(3)及びロ(3)に規定する基準(以下「仕様基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第3欄	(略)	(略)	又は同号イ(3)及びロ(2)に規定する基準(以下「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準」という。)が適用される建築物並びに同号イ(3)及びロ(3)に規定する基準(以下「仕様基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第3欄	(略)

安中市市営住宅等設置条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行			改 正 案		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
市営住宅等(国庫補助分)			市営住宅等(国庫補助分)		
名称	位置	戸数	名称	位置	戸数
地尻団地	安中市安中2丁目2409番 <u>5</u> 地2		(削除)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
下の堀団地	安中市安中4丁目4610番 <u>6</u> 地		下の堀団地	安中市安中4丁目4610番 <u>3</u> 地	
川原町団地	安中市安中3丁目3390番 <u>2</u> 地3		川原町団地	安中市安中3丁目3390番 <u>1</u> 地3	
上町南団地	安中市原市2丁目1120番 <u>6</u> 地		上町南団地	安中市原市2丁目1120番 <u>3</u> 地	
走落団地	安中市磯部1丁目68番地 <u>6</u>		走落団地	安中市磯部1丁目68番地 <u>3</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
芝原西団地	安中市原市2丁目1036番 <u>6</u> 地		芝原西団地	安中市原市2丁目1036番 <u>4</u> 地	
田尻団地	安中市高別当368番地 <u>1</u> 7		田尻団地	安中市高別当368番地 <u>1</u> 6	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
市営住宅等(簡易住宅分)			市営住宅等(簡易住宅分)		
名称	位置	戸数	名称	位置	戸数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
市営住宅等合計		1,098	市営住宅等合計		1,080
(略)			(略)		

安中市市営自転車等駐輪場条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行		改 正 案	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)		松井田駅第1駐輪場	安中市松井田町八城字渡戸地内 (松井田駅北側)
(新設)		松井田駅第2駐輪場	安中市松井田町八城字渡戸地内 (松井田駅南側)
(新設)		西松井田駅駐輪場	安中市松井田町新堀字中堰地内 (西松井田駅北側)
(新設)		横川駅駐輪場	安中市松井田町横川地内(横川 駅前)

安中市水道事業給水条例及び安中市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

第1条関係：安中市水道事業給水条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(給水装置の新設等の申込み)	(給水装置の新設等の申込み)
第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の <u>厚生労働省令</u> で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は、撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。	第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の <u>国土交通省令</u> で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は、撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。
2及び3 (略)	2及び3 (略)
(給水装置の基準違反に対する措置)	(給水装置の基準違反に対する措置)
第37条 (略)	第37条 (略)
2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の <u>厚生労働省令</u> で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。	2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の <u>国土交通省令</u> で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。
(過料)	(過料)
第40条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、1万円以下の過料に処することができる。	第40条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、1万円以下の過料に処することができる。
(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設し、改造し、修繕し(法第16条の2第3項の <u>厚生労働省令</u> で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者	(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設し、改造し、修繕し(法第16条の2第3項の <u>国土交通省令</u> で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者
(2)～(4) (略)	(2)～(4) (略)

第2条関係：安中市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準
に関する条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第5条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>厚生労働大臣</u> の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p> <p>2 (略)</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第5条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u> の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p> <p>2 (略)</p>

安中市訪問看護ステーション条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(業務日及び業務時間) 第5条 ステーションの業務日は、月曜日から <u>金曜日</u> までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日は、除くものとする。	(業務日及び業務時間) 第5条 ステーションの業務日は、月曜日から <u>土曜日</u> までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日は、除くものとする。
2及び3 (略)	2及び3 (略)

群馬県市町村公平委員会共同設置規約の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案					
(経費の負担) 第6条 (略) 2 関係団体が各年度に納付する負担金は、第4項に規定する特別負担金の額を除き、当分の間、当該団体の前年度4月1日現在の対象職員数 _____ _____ _____ _____ _____に300円を乗じた額とする。	(経費の負担) 第6条 (略) 2 関係団体が各年度に納付する負担金は、第4項に規定する特別負担金の額を除き、当分の間、当該団体の前年度4月1日現在の対象職員数(職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員を除く。)のうち公平委員会に対して地方公務員法の規定に基づく苦情の相談又は同法第46条の規定による要求をすることができるものの数をいう。)に300円を乗じて得た額に1,000円を加算した額とする。					
3~4 (略)	3~4 (略)					
別表	別表					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>共同設置する団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沼田市 館林市 渋川市 安中市</td></tr> <tr> <td>— 吉岡町 上野村 神流町 南牧村 甘楽町 中之条町 長野原町 嫩恋村 草津町 高山村 東吾妻町 片品村 川場村 昭和村 みなかみ町 玉村町 板倉町 明和町 千代田町 大泉町 邑樂町 烏帽子山植林組合 桐生地域医療企業団 邑樂館林医療企業団 館林衛生施設組合 吾妻東部衛生施設組合 西吾妻衛生施設組合 館林地区消防組合 利根沼田広域市町村圏振興整備組合 西吾妻環境衛生施設組合 渋川地区広域市町村圏振興整備組合 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合 沼田市外二箇村清掃施設組合 群馬県市町村会館管理組合 吾妻広域町村圏振興整備組合 大泉町外二町環境衛生施設組合 利根東部衛生施設組合 富岡地域医療企業団 群馬県市町村総合事務組合 西吾妻福祉病院組合 太田市外三町広域清掃組合 群馬東部水道企業団 吾妻環境施設組合 群馬県後期高齢者医療広域連合</td></tr> </tbody> </table>	共同設置する団体	沼田市 館林市 渋川市 安中市	— 吉岡町 上野村 神流町 南牧村 甘楽町 中之条町 長野原町 嫩恋村 草津町 高山村 東吾妻町 片品村 川場村 昭和村 みなかみ町 玉村町 板倉町 明和町 千代田町 大泉町 邑樂町 烏帽子山植林組合 桐生地域医療企業団 邑樂館林医療企業団 館林衛生施設組合 吾妻東部衛生施設組合 西吾妻衛生施設組合 館林地区消防組合 利根沼田広域市町村圏振興整備組合 西吾妻環境衛生施設組合 渋川地区広域市町村圏振興整備組合 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合 沼田市外二箇村清掃施設組合 群馬県市町村会館管理組合 吾妻広域町村圏振興整備組合 大泉町外二町環境衛生施設組合 利根東部衛生施設組合 富岡地域医療企業団 群馬県市町村総合事務組合 西吾妻福祉病院組合 太田市外三町広域清掃組合 群馬東部水道企業団 吾妻環境施設組合 群馬県後期高齢者医療広域連合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>共同設置する団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沼田市 館林市 渋川市 富岡市 安中市 榛東村 吉岡町 上野村 神流町 南牧村 甘楽町 中之条町 長野原町 嫩恋村 草津町 高山村 東吾妻町 片品村 川場村 昭和村 みなかみ町 玉村町 板倉町 明和町 千代田町 大泉町 邑樂町 烏帽子山植林組合 桐生地域医療企業団 邑樂館林医療企業団 館林衛生施設組合 吾妻東部衛生施設組合 西吾妻衛生施設組合 館林地区消防組合 利根沼田広域市町村圏振興整備組合 西吾妻環境衛生施設組合 渋川地区広域市町村圏振興整備組合 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合 沼田市外二箇村清掃施設組合 群馬県市町村会館管理組合 吾妻広域町村圏振興整備組合 大泉町外二町環境衛生施設組合 利根東部衛生施設組合 富岡地域医療企業団 群馬県市町村総合事務組合 西吾妻福祉病院組合 太田市外三町広域清掃組合 群馬東部水道企業団 吾妻環境施設組合 群馬県後期高齢者医療広域連合</td></tr> </tbody> </table>	共同設置する団体	沼田市 館林市 渋川市 富岡市 安中市 榛東村 吉岡町 上野村 神流町 南牧村 甘楽町 中之条町 長野原町 嫩恋村 草津町 高山村 東吾妻町 片品村 川場村 昭和村 みなかみ町 玉村町 板倉町 明和町 千代田町 大泉町 邑樂町 烏帽子山植林組合 桐生地域医療企業団 邑樂館林医療企業団 館林衛生施設組合 吾妻東部衛生施設組合 西吾妻衛生施設組合 館林地区消防組合 利根沼田広域市町村圏振興整備組合 西吾妻環境衛生施設組合 渋川地区広域市町村圏振興整備組合 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合 沼田市外二箇村清掃施設組合 群馬県市町村会館管理組合 吾妻広域町村圏振興整備組合 大泉町外二町環境衛生施設組合 利根東部衛生施設組合 富岡地域医療企業団 群馬県市町村総合事務組合 西吾妻福祉病院組合 太田市外三町広域清掃組合 群馬東部水道企業団 吾妻環境施設組合 群馬県後期高齢者医療広域連合
共同設置する団体						
沼田市 館林市 渋川市 安中市						
— 吉岡町 上野村 神流町 南牧村 甘楽町 中之条町 長野原町 嫩恋村 草津町 高山村 東吾妻町 片品村 川場村 昭和村 みなかみ町 玉村町 板倉町 明和町 千代田町 大泉町 邑樂町 烏帽子山植林組合 桐生地域医療企業団 邑樂館林医療企業団 館林衛生施設組合 吾妻東部衛生施設組合 西吾妻衛生施設組合 館林地区消防組合 利根沼田広域市町村圏振興整備組合 西吾妻環境衛生施設組合 渋川地区広域市町村圏振興整備組合 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合 沼田市外二箇村清掃施設組合 群馬県市町村会館管理組合 吾妻広域町村圏振興整備組合 大泉町外二町環境衛生施設組合 利根東部衛生施設組合 富岡地域医療企業団 群馬県市町村総合事務組合 西吾妻福祉病院組合 太田市外三町広域清掃組合 群馬東部水道企業団 吾妻環境施設組合 群馬県後期高齢者医療広域連合						
共同設置する団体						
沼田市 館林市 渋川市 富岡市 安中市 榛東村 吉岡町 上野村 神流町 南牧村 甘楽町 中之条町 長野原町 嫩恋村 草津町 高山村 東吾妻町 片品村 川場村 昭和村 みなかみ町 玉村町 板倉町 明和町 千代田町 大泉町 邑樂町 烏帽子山植林組合 桐生地域医療企業団 邑樂館林医療企業団 館林衛生施設組合 吾妻東部衛生施設組合 西吾妻衛生施設組合 館林地区消防組合 利根沼田広域市町村圏振興整備組合 西吾妻環境衛生施設組合 渋川地区広域市町村圏振興整備組合 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合 沼田市外二箇村清掃施設組合 群馬県市町村会館管理組合 吾妻広域町村圏振興整備組合 大泉町外二町環境衛生施設組合 利根東部衛生施設組合 富岡地域医療企業団 群馬県市町村総合事務組合 西吾妻福祉病院組合 太田市外三町広域清掃組合 群馬東部水道企業団 吾妻環境施設組合 群馬県後期高齢者医療広域連合						